# 北海道建設業審議会 第3回 品確法取組方針等検討専門委員会 議事録

日 時:平成27年7月14日(火)14時~

場 所:第二水産ビル 5階 5F会議

#### 事務局(坂野課長)

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道建設業審議会の品確法取組方針等検討専門委員会の事務局を担当しております、北海道建設部建設政策局建設管理課技術管理担当課長の坂野と申します。よろしくお願いします。

これより、第3回品確法取組方針等検討専門委員会を開会いたします。

なお、本日は、安達委員につきましては所用によりご欠席されております。

それでは、お配りしております資料について、順にチェックさせていただきます。

事前にお送りしているものと中身が少し変わっておりますので、本日お手元にある資料でお願いいたします。

クリップを外していただきまして、三つ東がありますけれども、最初が議事次第、2 枚ありまして、次に 1 委員名簿がございます。この委員名簿ですが、高野先生が教授に 就任されておりますので、役職名が変わっております。 2 が本日の出席者名簿になりま す。右上に 3 とありますのが配席図、それから、 4 が 2 枚ありますけれども、本審議会 の条例と施行規則になります。

それから、二つ目の東、資料1とありますけれども、カラー版の横のものが1枚です。 それから、資料2は、A3サイズです。それから、資料3がカラー版のものでありまして1枚物、それから、資料4で取組方針の概要が2枚ございます。それから、資料5としまして、カラーで工程表があるかと思います。それから、資料6としまして、取組方針の見直し素案、これは丸々取り込んだ資料になります。

それから、三つ目の東になりますけれども、参考資料右肩で1番と書いてあるものが前回の議事録です。それから、参考資料2として、カラー版の品確法の法律の改正についての概略版です。これが2枚です。それから、参考資料3とありまして、基本方針の概略版、これが2枚物であります。それから、参考資料4として運用指針の概要が3枚ついております。それから、参考資料5としまして、入札契約方式の適用に関するガイドライン、それから、参考資料6としまして、平成19年に策定しております北海道の取組方針、旧版ですね、以上が全部の資料になります。

不足等ありましたら、私どもにお知らせいただければ、すぐお持ちいたします。

なお、本専門委員会は、道が定める附属機関の設置及び運営機関の基準に従いまして 公開となっております。また、議事録につきましてもホームページで公開させていただ きますので、ご了承をお願いいたします。

ここからの進行は、石黒委員長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### 石黒委員長

石黒です。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、第3回専門委員会の議論に入りたいと思います。

本日は、事務局から第2回検討専門委員会における意見等について説明を受けた後、取 組方針の見直し素案について議論を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願 いいたします。

それでは、議事の1)第2回検討専門委員会における意見等について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

### 事務局(関主幹)

建設管理グループで主幹をしております関と言います。よろしくお願いします。座って 説明をさせていただきます。

まず、資料1のほうをご覧いただきたいのですが、前回5月28日に開催しました第2回委員会における主な意見等についてまとめた資料となっております。当日は、篠田委員、砂田委員が欠席されておりましたが、6月9日に事務局のほうで資料説明及び当日の質疑内容等について説明した際にいただいた意見についても、緑の色の字で掲載しております。まず、1番目の記載方法・表現に関する事項としまして、1点目が、「ダンピング受注」との表現は適切かという意見。2点目が、「道の公共工事の品質確保に関する」は「公共工事の品質確保に関する道の取組」で、「道」の置き位置についてご指摘がございました。3点目、予定価格の事後公表の考え方に関する意見。4点目、CM方式における「工事監督等」の「等」の部分には、設計と工事監督を一体として実施する意味合いがあるため記載の追加を検討してくださいというような意見。5点目、一般競争入札、指名競争入札等の方向性の記載について、実態と合った記載にすべきと。6点目、柱構成が工事に関する事項なのか、調査・設計に関する事項なのかが今の並びではわかりにくいので、わかりやすい表現をすべきといったご指摘がございました。7点目、表現の中に学識経験者という表現があるのですが、その中には、大学の職員だけではなくて官庁職員なども含まれることを明記してはどうかというような意見がございました。

次に、その下、2点目、記載の充実等を求める意見に関する事項として、全部で9点ほどございまして、1点目が、入札契約制度の複雑化はマイナス面も大きいので十分検討すべき、2点目は、包括発注、複数年契約、維持管理付工事発注方式は、有効な面もあることを考慮すべき、3点目、選択等の考え方については、重みを持たせて、道の工事の契約方法の中心となる制度がわかる工夫が必要と。この3点については、多様な入札契約方式の導入・活用に関してのご意見です。4点目が、調査・設計における品質確保の推進に関連しまして、調査・設計に関する技術競争の推進は望むべきことである。ただし、技術競争の導入に当たっては地域特性に留意すべきとのご意見です。そこから下が、担い手の育成・確保の取り組みに関連して、5点目が、支援プランに基づく取り組みのみではなく、適正な予定価格の設定、著しい低価格受注の防止といった適正な利益が確保可能な環境整備といった理念も追加したほうがよいというご指摘。6点目が、担い手の育成・確保の取り組みの記載が薄いため、もっと知恵を出して詳細を記載し充実すべきといったご指摘。7点目が、公共事業予算の安定的な確保が、計画的な設備投資を含めた経営力の強化、担い手確保に最も重要だというような意見。8点目、発注者として道職員の技術力の強化に

ついて示すことも必要というご指摘。9点目が、北海道建設技術センター等による発注者支援業務の活用をもう少し明確に位置づけることが必要ではないかというご指摘です。

3番目のその他の意見としまして、1点目が、国の運用指針を参考資料として添付すべきといったご指摘と、2点目は、企業の福利厚生面や資格取得への手当支給等の取り組みを優位に評価するようなことも制度設計の際には検討してはどうか、というような意見がございました。

今回の素案については、これらの意見を踏まえて検討したものとなってございます。 資料1の説明は以上です。

### 石黒委員長

ありがとうございました。ただいま、第2回、前回の専門委員会で出された意見等につきまして説明いただきましたが、この説明、あるいはまとめについて、何か、ご質問とか、ご意見などはございますでしょうか。

#### 篠田委員

今の説明の2番の(4)調査・設計に関してですが、事前配布の資料を若干ですが文面を修正いただいております。事前に配付された資料での、技術競争についての扱いが、私どもの考え方とニュアンスがちょっと異なるかなということで、修正して頂きました。基本的には、建コン協として技術競争の推進というのは、今回の品確法に照らし合わせて考えると望むべき姿であり、それを推進していただきたいということが基本としてはあります。しかし、それを大前提で行ってしまうと、今の北海道における地域的な特性を考えると、地域コンサルタントの受注機会に大きく影響することに繋がりますので、実施に当たっては、地域特性について配慮していただきたいと、そういうような形で、文章を見直していただきました。

以上です。

### 石黒委員長

ありがとうございました。今のご指摘、この資料1の2の(4)の部分、緑色になっているところですね、これは事前に配付いただいた資料と変わっているわけではないのですね。

# 篠田委員

文章の修正を行って頂いています。

### 事務局 (関主幹)

先週、一旦送らせていただいた資料のときの表現をちょっと変えさせていただいております。

#### 石黒委員長

この点について、何かほかの方でご質問とか、こういうふうになさりたい点とか、ございましたらと思いますが。この点、よろしゅうございますか。それでは、そのほかの点、全体について何かございましたらお出しいただきたいと思いますけれども。よろしゅうございますか。何か、出した意見が入っていないではないかとか、そういった点等、ちょっとニュアンスが違ってしまっているのではないかとか、よろしいですか。

これは、これを受けて、見直し素案、修正等をされているということですので、またそ

の部分で、自分の趣旨とずれているとか、十分反映されていないところがありましたら、 また言っていただければと思いますので、それでは、この点については一旦終了というこ とで、議事の2)に進ませていただきたいと思います。

2) 見直し素案についてですけれども、こちらについても事務局から説明をお願いいたします。

### 事務局(関主幹)

では、見直し素案につきまして、資料2のほうで説明させていただきます。前回の骨子案との対比表ということで、前回との変更点ということに絞って説明させていただきます。 資料左側が素案で、右側が前回の骨子案、一番右の備考の欄に、修正した内容の説明を記載しております。なお、今ご説明しました資料1の第2回委員会の意見を踏まえて修正、追加しているものについては、資料1の意見の番号を併記した形で整理しております。

では、まず1ページ目。改正の趣旨及び本取組方針の位置づけ及び目的については、アンダーラインで示しました2カ所、いずれも先ほどの主な意見の中にございました、「公共工事の品質確保に関する道の」の「道の」の置き位置を変更し、適切な表現に修正したものです。

続きまして、2ページ目のほうに参ります。こちらは、第Ⅱ章、公共工事を取り巻く状況についてですけれども、これは、前回の骨子案の段階では、要素を箇条書きにとどめておりましたけれども、最新のデータ等も含めて具体の記載内容に修正しております。

1番目の北海道の社会資本整備についての状況変化についてですが、(1)社会資本を 巡る本道の特性については、資料として、道有施設の規模の他県との比較として、橋梁の 数と二級河川の管理延長を比較した資料を示しておりまして、広大な面積をカバーするた め、管理するインフラが他の都府県に比べて非常に多いことなどについて記載をしており ます。その下のイ、厳しい気象条件等としましては、積雪寒冷地特有の施設の写真などを 掲載した上で、こういった施設が維持管理の負担となっているほか、冬期間の施工におい て品質確保が難しい工種があるなどの状況を記載しております。

次に3ページ目、人口減少への対応といたしまして、図3のほうに北海道の人口推移、年齢構成比の推移につきまして、人口問題研究所の推計値を示させていただいた上で、人口は2040年には419万人にまで減少するという予測がされていること、また、生産年齢人口は、2040年には50%まで減少してしまうと、また、高齢者は40%を超えるなど、全国を上回るスピードで人口減少、高齢化が進行することが予測されているという状況、こうしたことから、社会インフラも用途転換による既存ストックの有効活用といった社会環境が変化していくことと、担い手の中長期的な育成確保がますます困難になるおそれがあることについて記載をしております。

続きまして、資料4ページのほう、(3)の厳しい財政状況としまして、資料としては 道債残高の推移を掲載した上で、道債の償還費や高齢者医療費などの義務的経費が増加す る一方、歳入面で地方交付税総額や道税収入の伸びが見込めないことなどから、構造的な 歳入歳出ギャップが生じた状況が続いています。このため、道では、新たな行財政改革の 取り組みを策定以降、歳入歳出全般にわたる徹底した見直しを進めているといった状況を 記載しております。 その下の(4)災害リスクの高まりとしましては、近年の道内の主な災害時の写真を掲載した上で、道内でも被害を受けた東日本大震災の発生や局地的な豪雨、豪雪、竜巻など、これまでにない異常気象も発生するなど、災害リスクが高まっている状況について記載をさせていただいております。

次に、5ページ目、(5) 社会インフラの老朽化ということで、インフラの老朽化の状況の写真と、次のページのほうに、表として、道が管理する主な施設の状況を示した上で、建設後50年を超える割合が、20年後には多くの施設で50%を超え、中でも林道の橋梁や漁港などについては90%を超えるなど、高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化する懸念がある状況について記載をしております。

資料6ページの(6)バックアップ機能の強化、このタイトルについては、記載内容に合わせて、「発揮」ではなくて「強化」といった表現に修正しております。北海道は地理的な優位性、高い食糧供給力、多様なエネルギー資源ポテンシャル、都市機能、寒冷地技術などの強みを生かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことが求められているといった状況について記載をしております。

続きまして、資料7ページ、庁内体制の状況としまして、図8のほうには、北海道における技術職員数の推移ということで、その下の図9には、建設部の技術職員の年齢構成を掲載させていただいておりまして、技術職員は20年前の73%程度にまで減少、建設部の技術職員においては、35歳以下の職員が極端に少なく、今後、工事監督など、適切な発注事務の執行や技術の承継に支障を来すおそれがある現状を示しております。

次に、資料8ページ、2番目の北海道の建設業について。(1)としまして、北海道の建設業を取り巻く現状と課題としまして、図10のほうに建設投資額、許可業者数、就業者数の推移を掲載し、建設投資額はピークの平成5年の約4割減、許可業者数はピークの平成11年から23%ほど減少、就業者数はピークの平成7年から9年までの35万人から約34%程度減少しているというような記載をしております。

その次の9ページのほうには、建設就業者の年齢階層別構成比を掲載し、29歳以下の割合が、現状では8.3%にまで大幅に減少しておりまして、一方、50歳以上の割合が50%を超えていると、高齢化が進んでいる状況を示しております。図12のほうでは、建設投資の民間・公共の構成比の推移と全国との比較をしておりますけれども、道内は依然として公共投資が約6割を依存している状況にあること、その下の図13では、売上高営業利益率が近年では低い状況が続いているというような状況を記載した上で、こうした建設業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている現状と、若手入職者の減少、技術・技能の承継が困難となるなど、公共工事の品質確保などへの懸念が顕著となっているというような記載をしております。

続きまして、資料10ページ、(2) 北海道における建設業の役割といたしまして、社会資本の維持ということで、除雪の写真を掲載した上で、地域に密着して冬期間の除排雪を初めとするライフラインの維持管理においても道民の生活基盤を守る役割を果たしていること。その下のイ、災害時における対応ということで、建設業協会や測量設計業協会等と災害協定の締結など、災害時に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政とともに地域の安全確保、復旧に当たる役割を果たしていること。ウのほうでは、雇用や地

域の活性化ということで、表の2のほうに、本道の全産業の就業者に対する建設業の構成 比を示しており、次ページのほうには、平成24年度の資料になりますけれども、道民経 済計算の経済産業活動別総生産構成比を示しておりまして、北海道の建設業は就業者の 9%、道内総生産の7%を占めておりまして、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供 する役割を果たしているほか、各種イベントへの協力など、さまざまな活動を通して地域 に貢献しているといったことについて記載をしております。

その次、第Ⅲ章、公共工事の品質確保の意義についてですが、ここで骨子から修正しましたのは、前回の骨子の1段落目と2段落目をまとめて、より適切な表現に修正しております。その下の(1)のところは、タイトルのところで「工事に関する」というような、先ほどの第2回委員会での意見を踏まえて、調査設計と工事のところがきちんとわかるように、頭に「工事に関する」という文言を追加しております。その下のダンピング受注の表現については、「著しい低価格受注」とさせていただいて、ただし、今回、国の運用指針等との関係もありますので、括弧書きで「(いわゆるダンピング受注)」という表現をさせていただきたいと考えております。この表現はこの後も繰り返し出ますが、括弧書きについてはここだけというような整理にしております。

資料12ページの頭のところは、より適切な表現に修正しています。(2)、(3)のタイトルにつきましても、同じく「工事に関する」というような表現を追加させていただいております。(3)の頭の1行目のところには、適切な表現になるように、ちょっと表現を変えております。(5)の調査・設計における品質確保の推進のところには、調査・設計に関する発注関係事務の環境整備に関する事項が抜けておりましたので、ここは追加させていただいております。

資料をめくっていただいて、13ページのほうに行きます。ここから第IV章の取組方針ということになります。まず、前文のところで直しましたのは、骨子案のほうの1段落目については、平成19年に策定した現行の取組方針のままというような形にしていたところなのですが、内容は総合評価導入に向けた基本認識のみの記載になっているため、この部分は今回全面的な見直しをするということで、削除をさせていただいて、その下については、改正品確法の基本理念を踏まえた表現に変更するとともに、その下の章構成に合わせた取り組み内容を記載する形に修正させていただいております。

その下、IV-1の表題のところを少し変えております。前回は「発注関係事務における取組」なのですが、それが、その下の1の「発注関係事務の適切な実施」と混同するのを避けるために、IV-1として「道が発注者として取り組むべき事項」というタイトルに変更させていただいております。

「1」、これについては先ほど同様、「工事に関する」という表現を追加させていただきまして、その下のアンダーラインのところは、前回の骨子案のときの「・」の2番目と3番目は、いずれもその目的が適切な予定価格の設定ということで同じなので、内容を合わせた表現に修正させていただいております。

続きまして、資料14ページ、ここの二つ目のアンダーラインのところにつきましては、 不調・不落の防止のための見積もり活用方式の活用などの考え方について、骨子をより具 体的な記載に修正しております。 (2)の著しい低価格受注の防止については、先ほどと同様、表現方法を変更しておりまして、その下、前回骨子のほうでは、低入札価格調査基準、最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるというような表現にしておりましたけれども、道では現在、もう既に低入札価格調査制度、最低制限価格制度を実施しているので、「引き続き適切に活用していく」というような表現に変更させていただいております。その下、予定価格の事後公表の部分については、前回の意見の中で、「原則としてというのはどういうことか」というようなご指摘がありましたので、「原則として」というのは抜きまして、予定価格の事後公表の意味合い、目的などもあわせて表現をさせていただいております。その下の入札金額の内訳書の提出義務化については、これについても、その目的について記載を追加させていただいております。

その下、(3) 計画的発注、適切な施工時期及び設計変更のところですが、1行目のところに、その目的である「工事の計画的な発注に努める」といった文言を追加させていただいております。

続きまして、資料の15ページです。ここの2番目のタイトルについては、先ほど同様「工事に関する」という文言を追加しております。

その下、(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査等の「・」の三つ目ですが、これについては災害時の随意契約のための措置の記載の欄なのですが、前回は「災害協定を締結するなど」というような表現にしておりましたが、実際、道として、今、災害時の緊急対応については、あらかじめ、契約予定者を複数選定して、少なくとも1年ごとに見直すといったような措置をしておりますので、その記載に変更させていただいております。

その下の(4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取の欄については、まず、学識経験者のところに括弧書きとして、道とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれるというような、前回の意見を踏まえた、きちんと、こういう方も含まれますというような表現を追加するとともに、ここの欄は、具体個別工事の技術提案の審査評価に関する内容になっているために、総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たって学識経験者の意見を聞くと、地方自治法で決まった中身について、ここでは記載をしているというような形に修正しております。

次に、資料16ページ、3番目の工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用ということで、これもタイトルに「工事に関する」ということを追加しております。

(1)の「競争参加者の技術提案を求める方式」の後ろに、道の総合評価落札方式に関する記載であることをわかりやすくするように、括弧書きで記載を追記しております。その下のほうには、括弧書きで、道が実施している高度技術提案型総合評価落札方式に該当するものですということをわかりやすくするために、表現を追加しております。その下、評価に当たって、過度なコスト負担を要すると判断される技術提案については、今、一般的にオーバースペックというような表現をされていますので、それがわかるように、括弧書きで「いわゆるオーバースペック」というような表現を追加させていただいております。その下のほうに、道が実施している総合評価落札方式の種類についても、3点ほど、(ア)高度技術提案型、(イ)標準型、次のページに(ウ)簡易型をやっておりますので、それがわかるように、種類の説明書きを追加させていただいております。

次に、資料17ページ、イの競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等のところですが、右側の骨子案の、発注関係の一部に公共工事発注者支援機関に認定された機関を活用するというような表現をしておりますけれども、これについては、後ほど説明しますけれども、六つ目の柱の中に、(3)番目として、道の発注体制の強化というような項目を追加しましたので、そちらに表現を移行しております。左側のその下、総合評価落札方式の実施方針等を定める場合は、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聞くものとすると、これについては、総合評価のほうの評価項目の設定に当たっても、学識経験者の意見を聞きながら進めるというようなことを、記載を追加しております。

(2) 契約方式の選択につきましては、前回、第2回委員会の中で、重みづけをした表現をするようにしたほうがいいのではないかという意見を踏まえて、いろいろと修正しています。中身がちょっと、いろいろ文言が多いので、資料3のほうを見ていただきたいのですが、資料3のほうで、簡単なまとめをさせていただいております。

多様な入札契約方式の導入・活用のうち、契約方式の選択に当たっての基本的な考え方ということで、種別として、ア、事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式、イ、地域における社会資本の維持管理に資する契約方式、ウ、発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式と、三つに分類した上で整理しております。

まず、アのほうの事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式についてですが、まず、基 本的には、受発注者間の明確な責任分担が必要で、コスト、工事完成物の品質に関する責 任は、基本的には発注者にあるということで、基本的な発注方式としては施工を単独で発 注する方式を採用すること。一方、民間企業の高い技術力の有効活用といった視点で考え た場合に、その下のほうの①特殊性を有する工事、②施工者が詳細設計等を実施すること で効率的な施工等を期待できるもの、その下に、紫色で、機械設備・電気設備・補修工事 などと、こういった工事に関しては詳細設計付工事発注方式を検討すると。その下、効率 的な維持管理や円滑な設備運用が期待できるものとして、機械設備・電気設備など、これ に関しては維持管理付の工事発注方式についても検討するという整理にしております。右 側の(エ)、(オ)の設計・施工一括発注方式、設計段階から施工者が関与するECIに関 しては、必要に応じて検討できるというような整理にしております。これは、①のほうで、 限られた期間で大規模な事業執行が求められる場合、また、②で工事の性格等を踏まえて 必要がある場合、例えば仕様の確定が困難とか、民間の優れた施工技術を設計に反映する ことで課題の解決を図る、施工が困難な場所等で施工者の技術を設計に反映するというよ うなことで、必要がある場合にそうしたものを検討すると。通常では、なかなか、今の道 の工事関係だと、そう出てくることはあまりないのかなという今の想定ですが、そういっ た場合には、検討するというスタンスをとりたい。

イのほうの地域における社会資本の維持管理に資する契約方式としては、包括発注方式 については、既に取り組んでいるので今後とも活用すると。複数年契約方式については、 これについては検討するというような格好で整理をさせていただきたい。

ウの発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式ですが、これについては、大規模災害等で迅速に対応する必要がある場合などで、今やっているのは、東北の復興工事でこう

いった方式でいろいろ取り組みがなされているので、短期的に発注者の人員が不足して、 現場状況の確認や迅速な対応が難しいというような事象が起きた場合には、この方式について検討するというような整理にしております。

資料2のほうに戻っていただいて、今ご説明しました契約の方式の選択が、17ページ から18ページ、19ページ、20ページの中段ぐらいまで、今の話が文言として整理されているという形になります。

続きまして、資料20ページの(ア)CM方式のところに、前回の意見の中で、工事監督業務等の「等」にはいろいろ入っているよというご指摘がありましたので、そこには「対象事業の設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の実施において」というような形で修正させていただいております。

その下、(3) 競争参加者の設定方法の選択については、一般競争入札、指名競争入札に関する記載を、前回の意見をもとに見直ししております。考え方を大きく変えたわけではないですが、一般競争については1,000万円以上を原則としますけれども、入札執行までに相当時間を要することから、災害など緊急を要する工事、本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事及び発注時期に制約のある工事など、一般競争入札によりがたい場合は指名競争入札というような表現に修正させていただいております。

続きまして、21ページは、微修正では、かぎ括弧を取った修正のみしております。 資料22ページ、(4)の受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等の欄で、今、 道でもワンデーレスポンスというようなことで取り組みを始めていまして、この取り組み 名は既に一般化しているということで、こういった中身についてわかりやすいように記載 を追加しております。

5番目の調査・設計における品質確保の推進も、そこも同じく「ワンデーレスポンス」 という表現を加えております。

23ページ、ここのイでは、工事と同様に「著しい低価格受注の防止」ということで、表現を修正しております。「最低制限価格制度の話も引き続き適切に活用していく」というような表現に修正させていただいております。その下、設計調査のほうの予定価格の話を書いていなかったので、そこに追加して、事後公表を原則としますけれども、プロポーザルの場合は予算限度額というのをあらかじめ示すというような記載に修正しております。

その下の(2)については、「入札及び契約方式」でなくて「入札契約の方式」と、上 と統一した表現に修正をさせていただいております。

次に、24ページ、担い手の育成・確保の取り組みについてですけれども、ここは前文のところに、第2回委員会の意見を踏まえて、適正な利潤を確保することができるよう、適正な予定価格設定や迅速な設計変更、発注・施工時期の平準化といった「発注関係事務を適切に実施する責務を果たすとともに」というような表現を追加させていただいております。その後ろのほうも、建設産業支援プラン2013に基づく経営力の向上、技術力の強化等に対するさまざまな支援策を通じて、企業における担い手の育成・確保の取り組み

の一層の充実を図ると。その後ろに、「また、建設業が中長期的な視点で、担い手の育成・確保や技術力強化等に計画的に取り組み、将来にわたり地域の安全・安心や経済、雇用を支える役割を担っていけるよう、公共事業の安定的な予算確保に努める」といった表現も、前回の意見を踏まえて追加させていただいております。その下のほうには、道の発注体制を確保・承継するための職員の育成、技術力の向上に向けた取り組みの強化というような文言を追加させていただいております。

- (1)の「技術と経営に優れた企業づくり」の推進、のところについては、第2回委員会の意見の中で、より具体的な表現を追加してほしいというようなご意見がありましたので、より具体的な表現を追加しております。
- 「・」の一つ目については、まずは本業の強化、経営の多角化など、的確な経営戦略を持ち実行していくことが重要であるとともに、事業規模、コスト縮減といったさまざまな経営課題に対応していく必要があるという認識をまず書かせていただいた上で、こうした経営戦略や経営課題に対応するために、中小企業診断士などによる指導、助言を行うほか、技術力の強化に向けて、建設生産システムの生産性向上を目的とする新商品、新技術の開発等の促進の話と、道のほうで今、情報化施工の普及・促進とい取り組みもしていますので、それも併せて記載を追加させていただいております。

その下のほう、企業における担い手の育成確保の取り組みを促進するために、具体の記載を追加させていただいております。ホームページ、メールマガジンの活用によって各種支援施策等の情報を提供するとともに、関係機関等と連携して、建設産業の将来を担う若年層などに対して、役割、魅力の発信、イメージアップを図る取り組みなどを進めて、地域の安全・安心を守り、経済、雇用を支える建設業への理解を促進するというような中身に修正させていただきます。その下、また、職業理解を深め、望ましい職業観といったインターンシップの推進と道立高等技術専門学院における職業訓練と事業主などによる認定職業訓練に対する支援といったことによって、技能者の養成に取り組むというような中身を追加させていただいております。

その下に、一つ「・」として追加させていただいているのは、関係機関の情報共有、連携強化を図るために、協議会を設置して取り組みを推進するといった中身について追加させていただいております。これに関しては、「北海道建設産業担い手確保育成推進協議会」として、この6月に発足して、道や教育庁のほか北海道建設業協会さん、建設産業専門団体北海道地区連合会、北海道労働局、北海道開発局などが入って、担い手確保に向けた課題、取り組みに関する情報共有、連携強化など、効果的な取り組みを推進していくために設置されておりますので、これについての記載を追加させていただいております。

その下、(3) 道の発注体制の強化等という項目を新たに追加させていただいておりまして、中身としては、道職員、先ほども見ていただいたとおり、若者が非常に減っているという状況がございますので、技術研修、技術交流、短期企業研修の充実、各種資格取得の意欲向上や、北海道建設技術センターと連携したさまざまな取り組み強化など、職員の育成、技術力強化に取り組むことを追加しております。さらに、必要な職員採用の取り組みも追加。三つ目は、道の発注体制を確保していくために、北海道技術センターなどによる発注者支援業務を活用して事務の効率化を図り、適正な現場管理、適正な事業執行等に

支障がないように努めていくといったことも、こちらにまとめて書かせていただいております。

資料26ページ、市町村の支援に関する項目としまして、まず、(2)の発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援、1番目の「・」と2番目の「・」を入れかえています。これは、可能な限り、道としては支援していくというような基本的な考え方を一番頭に修正させていただいておりまして、最後のほうに、追加で、市町村の求めに応じた総合評価落札方式実施方針等検討への道職員の参画というような、現状で取り組んでいるような中身を追加させていただいて、あと、北海道建設技術センターによる橋梁点検業務の地域一括発注といったものも取り組みが始まっておりますので、こういった具体の中身について記載をさせていただいています。

最後に、第VI章として、参考資料ということで、改正された品確法、二つ目として基本方針、3番目が運用指針、4番目が運用指針の解説資料、5番目が、前回説明させていただいた入札契約方式の適用に関するガイドラインといった国の資料を、参考資料としてあわせて追加するという整理にさせていただきたいと。ただ、実際には、4番、5番は、本体だけで300ページ以上になるので、それを全部付けるということにはならないので、そこは参考URL参照みたいな形で整理させていただきたいと思っております。

以上、素案について、前回の骨子案との比較で内容の説明をしております。

なお、資料4のほうが全体の概要としてまとめたものになっております。これについては、1枚目は、趣旨、I番から第III章までのまとめを記載させていただいて、2枚目が第 IV章の取組方針の見直しポイントとしてまとめたものです。一番上が全体の見直しのポイントとしてまとめておりますけれども、赤字で書いておりますが、道が発注者として取り組むべき事項について改めて明確にするということと、品確法等の改正及び運用指針によって、中長期的な技術的能力確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等に関する事項が新たに示されたことを踏まえまして、これらの事項に関する道の基本的な取り組みの方向性を追加するといった整理にさせていただいております。

七つの柱ごとに、これについては前回の委員会の中でももうちょっと細かく説明させていただいておりますけれども、それぞれの柱ごとのポイントと項目、さらに、主な取り組み内容を括弧の中に記載する形として、前回と同様、赤字のほうが平成27年度以降に新たな取り組みを含むというような内容で整理をさせていただいております。概要の詳細説明は省略させていただいて、あと、資料6のほうが、今説明した素案の本文としてまとめたものになっております。

素案の説明は以上です。

# 石黒委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま説明いただきました見直し素案につきまして、ご意見出された方、その部分についてでももちろんですし、それ以外のところも含めて、どこでも構いませんので、ご質問、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。ご質問等はございませんでしょうか。

# 高野委員

それではよろしいでしょうか。まず、最初なのですけれども、図と表の、図1とかとい

う場所なのですけれども、基本的には「表」は上で「図」は下というふうに習っておりまして、図が全部上になっているので、できれば直してもらいたい。

それから、7/26、7ページのところで、これは皆様方に少し議論をして、いわゆる 庁内の、いろいろな発注環境を巡る一つとして、積算とか、それから入札事務の外注割合 みたいなものが、仮に伸びているというようなデータがあるとするならば、ここに記して おいて、後のほうで職員の技術力の強化などを議論する上では、そういう外注割合みたい なものの変化というのがデータとしてあれば載せたほうがいいのかなという感じがいた します。

それから、続いて、次は14ページなのですが、ここも皆さん方の議論を待ちたいところなのですが、(3)計画的発注はいいのですが、適切な施工時期ということで、これの目的が品質確保ということになっているのですが、積雪寒冷期における、例えばコンクリートを打つとか、舗装を打つとか、本来あまりふさわしくない施工時期という意味合いで使われているのではなくて、施工時期というのは、発注施工時期の平準化を図るというような言い方で使われているのですけれども、もちろん予算制度等々、いろいろな制約条件は大きいところですが、品確法ということでいくと、特段やはり、気象条件の中で施工にふさわしくない時期はなるべく避けるみたいなことが少し文言としてはあってもいいのではないかと。具体的にそれをどうこうということについては、なかなか難しいと思うのですけれども、表題はそういうようなことを書いているのかなと思ったのですけれども、中身はそういうふうに書いていなかったので、その辺について、ちょっと皆さんのご意見を聞きたいです。

それから、これも細かい話なのですけれども、19ページの一番上の、次のページにつながる維持管理付工事発注方式の図なのですけれども、これ見ると、見方があれなのかもしれませんけれども、ずっとやるみたいな感じがするのです。普通、大体3年とか、期限つきですよね。だから、棒を少し短くしておくとか、何かやっておいたほうが、誤解がないのかなと。ずっと維持管理やるというのは、できないと思うので、そういう誤解がないようにということです。

それから、次は20ページで、これは説明ですが、CM方式の説明、なかなか言葉にして書くのは難しいと思うのですけれども、次の、事業促進PPPとの差別化を図るためには、何かCMマネージャーのような言葉を入れておくと、要は、どこの部分でもいいのですけれども、CMRを置くというのは、多分、CM方式の一番の特徴としてわかりやすいのではないかなと思うので、そういうCMマネージャー、CMRという単語を入れるということがいいのかなということです。

それから、最後に、二つありますが、24ページ目で、(1)の「技術と経営に優れた企業づくり」の推進の中で、トータルステーションによる出来高管理技術というのは、文言で書くのはいいのですけれども、こんなに長い説明が要るのかなというか、トータルステーションって、もう、ごく普通で、このまま文言で書いてくれれば、別にこんな詳しく説明要らないのではないかなと。変わって、やっておられるかどうかわからないですけれども、BIM、建築ではBIMですけれども、CIMみたいな、そういう大きな意味で、ICT施工技術もあるならば、CIMみたいな言葉も入ってもいいのではないかなという

感じですね。

それから、最後は、非常にこれも形式上の話ですけれども、契約方式の、資料3もそうですし本文中もそうですけれども、記号が、ア、イ、ウというのと、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)というのが全然違う意味に使われているので、何か、ア、イ、ウの次にa、b、cにするとか、何か少し記号を変えたほうが、誤解が生じないのかなと思います。以上です。

### 石黒委員長

ありがとうございました。14ページのところは、もしかしたら、ほかの皆さんも、 ご意見などあるかと思います。幾つか指摘いただいたうちのですね、「施工時期の」と いうところ以外のところを先に、もし、お答えありましたらお願いしたいと思いますが。

# 事務局(関主幹)

まず事務局から、最初の、図の置き位置は修正させていただきます。

7ページの外注割合が伸びているというのが、データとしてちゃんとあるかどうかはちょっと不明です。予算も補正予算が絡むと、その時は伸びたりするのですが、一概に伸びているかはデータを見てみないとわからないですけれども、確認した上で、趣旨に添うデーターであれば出したいと思います。

#### 高野委員

文言でもいいかもしれませんけれどもね、データがなければ。

# 事務局(関主幹)

ちょっと検討します。あとは、19ページの、先ほど、期限付は確かに国のほうでも3年とかでやっているので、その維持管理の棒の表現については、若干直させていただきたいなと思います。

最後、ア、イ、ウと(ア)、(イ)、(ウ)って、確かにそうなのです。実はこれ、文書事務規定上、順番が、1、(1)、その次はア、その次は(ア)という決まりがあってそれに基づいて記載しております。

#### 高野委員

わかりました。

### 石黒委員長

今お答えいただいたところは、それでよろしいですか。

### 高野委員

はい。

### 石黒委員長

14ページのところの、施工時期のところですけれども、まずその点について事務局のほうからありますか。ほかの皆さん、もしかしたら意見あるかもしれませんけれども。

#### 事務局 (関主幹)

道のほうでは、適期施工のガイドラインというのを策定しておりまして、品質低下が懸念される工種を含む工事は、冬期施行を回避しようという中身でつくっていますので、その内容については、もう少し表現は工夫できるかなというような形では考えています。

### 石黒委員長

この点について、他の委員の皆さんのほうで、更にとか、確認はどうですか。

### 川島委員

今の(3)の「計画的発注、適切な施工時期及び設計変更」の施工時期についてですが、 適期施工と平準化、あるいは端境期対策という、相矛盾するところが、いつも我々業界で は議論されています。本来は、適期施工であれば品質もいいし、コストも安上がりになり ますが、通年雇用とか、山崩しのようなことをしながら担い手を確保していくということ が常に発生しています。適期施工には、先ほど高野先生が両方の意味があるとおっしゃっ たとおり、品質だけを考えた適期施工だけではなくて、担い手確保を絡めた平準化という のも、ぜひ記載いただきたいというのが1点です。

もう1点は、設計変更に関する記述について、(3)の中で「及び設計変更」と1行の中に入っていますが、今まで出された国のいろいろな資料では、設計変更というのは別立てで重視されています。例えば工事発注準備段階というのは、適正な施工時期ですが、工事施工段階だと、適切な設計変更という様に別立てで整理されています。あるいは、同じような資料で、必ず実施すべき事項と実施に努める事項と分けた資料の中にも、適切な設計変更については、独立させた項目がつけられております。この設計変更というのは、我々施工業者にとっては非常にポイントになる項目ですので、できれば設計変更というのは、(4)の様に別立てにしていただければありがたい。

以上であります。

#### 石黒委員長

今、設計変更のところで二つありましたけれども、設計変更について事務局より何かありますか。

### 事務局 (関主幹)

確かに国のほうの資料は、そのような中身になっていますし、最近の意見交換をする場でも、適切な設計変更ということがいろいろ出されているので、今回、(4)で追加して、別立てにしたほうがいいのかなという思いがありますので、それについては修正したいというふうに考えます。

#### 石黒委員長

施工時期の関係のことについては、よろしいですか、高野先生のほうは。

高野委員

はい。

石黒委員長

事務局のほう、両面の記載でよろしいですか。

事務局 (坂野課長)

両面記載するような形にいたします。

#### 石黒委員長

よろしいでしょうか。ほかの委員の方、今の点についてよろしいですか。 そのほかの点、またいろいろございましょうかと思いますが、何かございましたらと思 いますが。

### 川島委員

もう1点よろしいですか。15ページの(2)の「個別工事に際しての競争参加者の技術 審査等」で、骨子では災害協定の記載がありましたが、素案では、この災害協定の記載が 抜けております。そのかわりに、前段の「イ災害時における対応」で、災害協定を締結と 記載されていますが、ここで災害協定の記載が消えてしまい、実態は記載されている様に、 事前に複数選定して、緊急性を有するため随意契約しているのかもしれませんが、我々と しては、災害協定というのも割合に重きを置いた協定ですので、いきなり全部災害協定の 記載が消えていいのかなと思われるのですが。

### 事務局 (関主幹)

三つ目の「・」については、災害時の緊急対応ということで、実際行っている中身に置きかえているのですが、道のほうで災害協定について、総合評価の中で評価項目として扱っている面がありますので、その記載のところに災害協定のような文言を追加する感じかなと思いますが、そんな感じでもいいですか。災害協定そのものは、基本、北海道建設業協会さんと道と直接結んだ上で、各地方の建協さんと個別の協定を結んだ格好になっているので、これ以上さらに災害協定を結ぶというようなことはないと思われるので、災害協定の有無についてきちんと評価していくような表現だと、すぐ入れられるのではないかと感じはしておりますけれども。ここで言うと、15ページの(2)の、例えば資格審査の中にも災害協定の有無というような項目はあります。

#### 川島委員

10ページの「イ災害時における対応」で、災害における協定を締結するなど、災害協定に関する記述はありますので、協定を結んでいることはわかるのですが、実際、緊急時に契約業務が発生したときに、災害協定を結んでいる建協あるいはその協会員とのリンクについては全く考慮されないのですか。というのは、例えば上川管内ですが、旭川建協に入っている会社は、上川管内の会社の多分3分の1とかですが、災害が起きた所には、建協の会員ではない会社というのも現に沢山あるので、災害協定だけでは不十分だと思うのです。あるいは、大規模な災害が起きる所の建協と、発注者との連携というのもまた出来てくるのですよね。だからこの個別工事という表現がどうなのか、わからないのですが、個別の河川の例えば数百メーターとか、数カ所とかいうのであれば、1社で対応できるかもしれませんが、ある面的、エリア的に災害が発生すると1社や2社では対応できないので、建協もそのために出ていくという練習を普段しているのですが、ですから、「個別工事に際して」という、この想定している災害の大きさもわからないので、一概に何とも言えませんが、ただ、新旧を比較するときに、災害協定がまるっきり抜けてしまっているのがどうかなということだけです。

#### 石黒委員長

今の点について、ほかの委員の方でご意見とかお持ちの方いらっしゃいますか。

#### 篠田委員

ちなみに、今のこの文章でいけば、災害協定関係なく、あらかじめ、契約予定者を複数 選定するという、これだけで決まってしまうということなのですよね。

### 川島委員

現にそういうふうに運用されているのだと思います。

事務局(坂野課長)

毎年一覧表をつくって、携帯電話で聞きながら、すぐに連絡とれるような体制をとって、毎年見直しているという状況ですよね。

宮永委員

道が管理している道路とか川というのは、それで多分網羅できるのでないですか。今、 川島委員が言ったのは、もっと市町村みたいなイメージでお話しされたのでないかなと思 うのですけれども、それはそれでまた市町村でやっていますよね、それぞれ、協会と。

川島委員

やっています。

宮永委員

それとうまくリンクすることで解決するのではないのかなという感じがするので、北海道としてやっていることについては、今やっているのは、当然網羅できているかなというような感じがしましたけれども。

川島委員

市町村と建協が全部やっているわけではないのですよね。

宮永委員

大体、例えば当別町は町がやっていますね。札幌市は札幌市内でもやっていますし。あ と、国は河川事務所あるいは道路事務所でやっていますし、各出先で結構網羅、細かく災 害協定を多分結んでいるのではないかなと思うのですけれども。道の場合は、出張所ごと に、そのエリアで、例えば当別出張所管内であれば、当別、江別、新篠津、厚田、石狩で、 業者がいるいないは、多少はあるのですけれども。

川島委員

建協でも、例えば旭川のような建協ではなく、近郊であれば鷹栖建協や愛別建協などが、 町村と、あるいは道と協定が結ばれているかどうか、ちょっと理解していないので何とも 言えないのですけれども。

石黒委員長

そうしましたら、この表現でいいかとか、内容を検討していただいて、あるいは、すり合わせしていただいて、必要な修正、必要な部分があればということでお願いしたいと思います。

事務局(関主幹)

わかりました。

石黒委員長

よろしくお願いします。ありがとうございました。ほかの点で。どうぞ。

宮永委員

ここの話題に沿うかわからないのですが、今の我々業界の利益を確保する上で阻害要因の一つに、冬工事の除雪費が設計と合わないということがあります。やはり北海道というのは、雪というのが一つの大きな、災害とかいろいろな阻害要因になっているので、国の歩掛に準じるのではなく、道独自で歩掛を策定できないでしょうか。

事務局(坂野課長)

除雪費も交付金の対象となっているものですから、なかなか、独自のものとなりますと、

その差額の理由ですとか、そういったものを整理しなければいけなくなってきて。

#### 宮永委員

そうすると、道が単独費でやるしかないという形になるのですよね。

### 事務局(坂野課長)

そうですね、やるとなると。今、見積もり活用方式って、橋梁点検なんかでは、そうい うのもやっているかと思いますけれども。

#### 宮永委員

でも、除雪費に関しては見積もり方式の対象になっていないのですよね。

#### 事務局(坂野課長)

除雪にまで踏み込んでやっている現実は、今のところないですよね。課題みたいなもの を何かどこかに書けるかどうかという、ちょっと検討してみますけれども。

#### 石黒委員長

ありがとうございます。強烈な地域特性ですね。書けるかどうか、ちょっと検討してみますということで、よろしくお願いします。

そのほか、いろいろおありと思いますけれども、まだ、予定、十分時間ありますので、 ご質問でももちろん構いませんし、ご意見、ご指摘いただければと思いますが。

#### 篠田委員

質問ですが、17ページの契約方式の選択の中で、詳細設計付工事についての説明と詳細設計付工事発注方式の選択を検討するというのが書かれておりますが、ちなみに、このなかの補修工事のうち土木の補修工事において詳細設計付工事というものが過去に検討されたこととか、もしくは発注されたことというのはあるのでしょうか。

### 事務局 (関主幹)

道の詳細設計付発注で実績のあるのは、過去に、北見と札幌市内の河川トンネル工事で やっているのみで、他はやったことはないです。ここの例示、機械設備、電気設備、補修 工事などという表現は、道のガイドラインの中に既にこのような記載で、こういった場合 に詳細設計付ということで検討しますというような文言が盛り込まれていますので、その まの表現にさせていただいています。

# 篠田委員

先ほどの河川トンネルというのは、新設の工事ですよね。

### 事務局 (関主幹)

そうですね、新設ですね。

### 篠田委員

なぜこういうことを聞いたかというと、これからは維持管理とか補修というのが重要な位置付けになって来ますが、建コン協としても、補修設計の関わり方について議論中になっております。特に調査についてですが、全ての調査ができるのであれば問題がないのですが、やはり限定された作業条件での調査結果をもとに工事が発注された場合、工事において数量等が変更になるというケースも発生しております。その点については、今後どういう形で実施していくかというのが課題ではありますが、設計に係わる事項については最後まで関わらせていただきたいというのが建コン協としての基本的なスタンスでありま

す。そういう立場から、そのような背景もありまして詳細設計付工事が補修工事も対象と なる事について留意すべき点と考えお聞きしました。

#### 石黒委員長

記述とか何とかをどうするとかいう話ではないですかね、今の時点では。

#### 篠田委員

その通りです。もう1点。20ページの先ほどのCM方式、高野先生からCMRというお話あったのですが、ちなみに、ここで言うCM方式というのは、ピュア型のCMをイメージして言っているのでしょうか。例えば、東北の震災復興での女川市等でURが行ったCM方式はアットリスク型のCM方式を採用しましたが、アットリスク型のCMとなると、発注方式は請負方式で、どちらかというと工事を発注するようなイメージの中で設計も管理も全部やっていくという方法なのですが、ちなみにここでイメージしているのは、ピュア型の支援的なCM、そういう位置付けで理解してよろしいのでしょうか。

#### 高野委員

どこまで書くかですよね。あと、PPPとの区別というのは非常に難しいですよね。だから、端的に言うと、CMRを置くということ、そのものをCM方式と言っていいのではないかと思うのですけれども、そのときにピュア型もアットリスク型も、多分、両方ありますよね、今の言い方としてはですね。もう少し説明を詳しく、必要なのかもしれませんね。

#### 篠田委員

この表現でいくと、どちらかというとピュア型のCMに思われますが。

### 高野委員

今のままだと、イメージはそんな感じになりますけれどもね。でも、そこではそんなこだわりは多分ないと思うのですよね。ピュア型に限定することは多分ないと思うのですよね。そういう意味では、もう少し追加したほうがいいのかもしれませんね。

# 石黒委員長

では、この部分のちょっと記述を検討いただくということで。

#### 事務局 (関主幹)

そうですね、国を参考に、ちょっと、もう少し詳しく書くような格好で考えます。

#### 石黒委員長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

#### 砂田委員

済みません、1点だけよろしいですか。ちょっと実務的な話になって申しわけないのですけれども、前回2回目は都合により欠席させていただいたのですが、その中で、予定価格については原則事後公表、これは高野先生のほうから、この原則としてという意味合いについてご質問があったということで、今回、この骨子案の中では、事後公表とするという形で言い切っているのですけれども、この辺の経緯について、もう一度ちょっと説明していただければと思うのですが。

#### 事務局(関主幹)

前回は運用指針なんかを参考に、「原則として」と、工事と調査設計を混同しているような面もあって、今道の工事では、全て事後公表ということでやっていますので「原則」という表現は抜いているという形にしています。ただ、その調査設計のほうはプロポーザルでやっている面があって、それについては、事後公表というような形ではなくて、あらかじめ予算限度額を示すということでやっているので、そちらについてはそういった表現に修正させていただいているという形です。

#### 砂田委員

わかりました。それと、またその予定価格の関係なのです、現実、私、実務を担当しているのですけれども、仮に、今言われるように、この工事を全て事後公表というような形をとった場合、予定価格オーバーのオンパレードということもあり得るのかなというようなことも懸念するのですよ。実際問題、品確法云々は、それは別にしましても、この予定価格というのは自治法上、事前にするか事後にするか、特段ことわりはないと、そういった形で、各自治体がばらばらな扱いになっていると思うのですけれども、そういう中において、事後公表するというようなこの縛り方がどうなのか。例えば、原則としてというのも、先般、高野先生からご指摘があったのであれば、例えば、事後公表とするよう努めるとか、そういうような形でワンランク落とすとなるとまた弊害があるのかどうなのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいのですが。

#### 事務局(関主幹)i

今、道のスタンスとしては事後公表ということでやっていますので、従前は、事前公表とかという、段階を経てやってきた経緯はあるので、現状では、ここは事後公表という形でやっていくというスタンスなので、あまり濁すと、それはまた変な話になってしまうので、ということでやっています。

### 高野委員

だから、北海道の公共工事についてはということですよね。道庁発注工事については事 後公表するというイメージですよね。

#### 事務局(関主幹)

道の取り組みとして、私たちはこうしますということを述べていて、市町村にこれを押 しつけているものではありません。

#### 砂田委員

ただ、それはわかるのですけれども、実際、道がこういうような形で走り出すと、やはりそれに続く我々自治体も、どうしても右に倣えというような方向性を持って進まざるを得ないと、そういったこともあるものですから、その辺でちょっとどうかなと思ったのですけれども。

# 事務局(関主幹)

国のほうの運用指針のほうがはっきりしていて、事後公表を原則とするという表現になっております。

#### 高野委員

なおかつ、市町村にもなるべく事後公表に努められたいという表現になっているので、 ただ、それは強制力のあるものではないということですけれどもね。だからやっぱり、そ こはなかなか。

### 事務局 (関主幹)

あとは自治体の判断でしかないというか、自治体によりいろいろ温度差はあるかと思われます。

#### 砂田委員

わかりました。

### 石黒委員長

どうもありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 今まで幾つかご意見いただきましたけれども、これを受けた修正など、どういう時点で それを反映していくのかといったようなことは、次の議題の工程の説明にも関係すると思 いますけれども、事務局のほうから、方針とか考え方についてお答えいただけますでしょ うか。

#### 事務局 (関主幹)

今、いろいろ出ました意見については、すぐに直せるものに関しては、なるべく早急に修正して、各委員の皆様のご確認をいただいた上で、この委員会の素案として、7月中に一旦整理させていただきたいと考えます。ただ、検討にちょっとどうしても時間がかかるようなことがあれば、それに関しては次の第4回目の原案の際に修正するようなこともあるかもしれませんので、それについては改めて連絡したいというふうに考えます。

#### 篠田委員

確認ですけれども、今のフローの中の資料4も一応対象になるとすれば、この資料4の概要というのはどういう位置づけというか扱いになるのですか、これも一応公表されるのですか。

### 事務局(関主幹)

そうですね、きょうの会議そのものも公表しているので、資料的には公表するのですが、 この後、工程の中で説明しますけれども、今後、パブコメとか、手続に入っていくので、 その中には概要と本文みたいな形でやっていこうかなと考えています。

#### 篠田委員

そうすると、ちょっと細かな話なのですけれども、資料4の大きなIIの、公共工事を取り巻く状況のなかで将来の人口減少を示しておりますが、この文章をそのまま読んでしまうと、断定している形になっています。ここは、例えば「人口推移は」等の言葉を入れておいたほうが良いと考えます。次に、同じ項目で道の技術者職員数が20年前の約70%まで減少しているということが書かれていますが、これは2015年度における道の職員数ということですか。

# 事務局(関主幹)

そうです。

# 篠田委員

そこの部分はもう少し明確にしてもらったほうがいいかなと思いました。

### 石黒委員長

ありがとうございました。他に、今、資料4の中についてのご指摘いただきましたけれ

ども、先ほどの説明の骨子、見直し素案についても結構ですけれども、他にもございましたらご指摘等をいただきたいと思いますけれども。よろしゅうございますか。先ほど、今日出された意見についての取り扱いというか進め方についてお話ありましたけれども、今日の後、また何かお気づきの点等がございましたら、出していただければと思います。できる範囲では、パブリックコメントの前に反映させてということで対応させていただきたいと思っていますけれども。

それでは、次の議事の3)見直し工程についてに入らせていただきます。見直し工程についても、説明をお願いします。

#### 事務局(関主幹)

では、資料5のほうをご覧いただきたいと思います。今後のスケジュールの確認なのですが、今日の議論の修正を加えて、先ほども言いましたとおり、なるべく修正した形で、一応今の予定としましては、8月に入ってからパブリックコメントを1カ月間実施するほか、8月の期間中に各地方建設業協会さんのほうと意見交換を今予定しております。また、あわせて、市町村とか測量業協会さんなんかとも意見聴取を予定しております。それらの意見を踏まえて、9月に入った段階で意見集約した上で、必要な修正等の修正をした上で、一応今の予定では、9月の中旬ぐらいから10月の上旬ぐらいになると思いますけれども、第4回の委員会を開催させていただいて、原案の審議をお願いしたいと考えています。その後、同じく10月の中旬以降になると思うのですが、親会である建設審議会のほうに報告して成案という予定としております。

スケジュールの説明は、以上です。

### 石黒委員長

ただいまの見直し工程についての説明につきまして、ご質問、あるいはご意見等が ございましたらお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 【意見なし】

#### 石黒委員長

ありがとうございます。

それでは、議事の4)、最後の、その他に入りますが、事務局のほうで何かございますか。

### 事務局(関主幹)

事務局からの連絡事項ですけれども、本日欠席された安達委員につきましては、後日、 説明に伺って、本日の議論内容等についてお伝えする予定です。

また、本日の意見を踏まえた修正につきましては、メール等でやりとりさせていただくかもしれませんけれども、よろしくお願いします。次回検討委員会については、先ほど説明したとおり、9月の中旬から10月上旬ごろを予定しておりまして、日程の調整につきましても、後日改めてさせていただきますので、よろしくお願いします。事務局からは以上です。

# 石黒委員長

ありがとうございます。この際ということで、ほかの委員の方々、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

# 【意見なし】

# 石黒委員長

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、第3回品確 法取組方針等検討専門委員会を閉会させていただきます。議事進行にご協力いただきまし てありがとうございました。